

## 議会運営委員会記録

### ○開催日時

平成29年9月12日 午前9時56分～午前10時50分

---

### ○開催場所

第2委員会室

---

### ○出席委員（9人）

委員長	今塩屋 裕 一	委員	宮 里 兼 実
副委員長	持 原 秀 行	委員	福 元 光 一
委員	杉 菌 道 朗	委員	徳 永 武 次
委員	永 山 伸 一	委員	成 川 幸 太 郎
委員	井 上 勝 博		

---

### ○議長（地方自治法第105条による出席）

議 長 新 原 春 二

---

### ○委員外議員（会議規則第118条による出席）

副 議 長 大 田 黒 博

---

### ○その他の議員

議 員 坂 口 健 太

---

### ○説明のための出席者

総 務 部 長	田 代 健 一	観光・スポーツ対策監	坂 元 安 夫
総 務 課 長	平 原 一 洋		
文 書 法 制 室 長	川 畑 央	水 道 局 長	新 屋 義 文
財 政 課 長	今 井 功 司		
		議 会 事 務 局 長	田 上 正 洋
商 工 観 光 部 長	古 川 英 利	議 事 調 査 課 長	砂 岳 隆 一

---

### ○事務局職員

事 務 局 長	田 上 正 洋	主幹兼管理調査グループ長	久 保 淳 一
議 事 調 査 課 長	砂 岳 隆 一	管理調査グループ員	堀之内 孝 充
課 長 代 理	瀬 戸 口 健 一	議 事 グ ル ー プ 員	藤 井 朋 子
主幹兼議事グループ長	久 米 道 秋		

---

### ○審査事件等

- 1 今期定例会に付議される議案等について
  - 2 欠席の取扱いに関する申合せ事項の規定について
  - 3 議会だより編集委員会の名称変更及び活動拡充について
  - 4 書画カメラ（実物投映機）の取扱いについて
  - 5 タブレット端末導入の取扱いについて
-

△開 会

○委員長（今塩屋裕一）これより議会運営委員会を開会します。

本日の委員会はお手元に配付しております審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今塩屋裕一）御異議ありませんので、お手元に配付しております審査日程により審査を進めます。

まず、議長から御挨拶をお願いします。

○議長（新原春二）前回の議会運営委員会後に、いろんな行事がありました。一つは市あるいは安全協会の交通安全週間に対する取り組みが協議をされました。9月21日から9月30日まで、交通安全週間が開催されるということで、現在4名の死者が当管内で出ているということで、去年からすれば3名多いということで、ことしについてはぜひ死亡事故のない交通安全週間にしましょうという話がありましたので、皆さんよろしく願いをいたします。

それから、大綱保存会のほうからお願いがありまして、今回、22日が綱引になります。で、霊山綱引の保存会のほうから、10名川内大綱引に来られるんだそうです。その中に昌寧郡の議員の方が4名入ってこられるという話がありまして、ぜひ議会との交流、あるいはまた議場等も見せていただければという話がありましたので、いろいろ協議をいたしました。

今回5周年、昌寧郡との交流5周年ということで、記念の年でもありますし、じゃあ、昼食会でもどうですかと言ったら、そしたらもう、そうしてもらえると大変ありがたいですという話でした。交通貿易課とも話をしましたら、そうしていただければ、これから先の昌寧郡との交流が非常にスムーズに、また友好にいくんだがという話でしたので、じゃあ、議会のほうで昼食会を開催しましょうと。今まではどうだったんですかという話をしたら、今までは綱練りのところで、のり弁を置いてありましたということでしたので、もうそれなら12時から1時まで、議会との交流ということで、昼食会をしましょうということをお願いしまして、昼食会をすることになりました。11時半から市長表敬をしてから議場を見ていただいて、第1委員会室で昼食ということになって、大綱保

存会とも協議を済ませて、議会主催の昼食会ということで、ありました。

議会のほうからは正副議長と、議運の正副委員長、4名参加をするということで、都合、向こうは10名と、通訳さん、それから、川内の大綱保存会の方が5名いらっちゃって、川内の大綱保存会と、霊山の綱引保存会の交流も含めて、議会との懇談会ということを設定しましたので、お知らせをしておきたいと思います。

△今期定例会に付議される議案等について

○委員長（今塩屋裕一）まず、今期定例会に付議される議案等についてを議題とします。

一括、事務局長に説明を求めます。

○事務局長（田上正洋）資料1-1、付議事件等区分表（案）及び資料1-2、付議事件一覧をあわせてごらんください。

まず、当局からの報告が3件ございます。

報告第12号は、平成28年度決算に係る一般会計継続費精算報告書、報告第13号及び14号は、平成28年度決算に係る地方公共団体の財政健全化法に基づく法定報告であり、いずれも9月19日の本会議において報告を受けるものであります。

次に、提出予定議案は、平成28年度の各会計決算認定議案15件及び平成29年度の一般会計補正予算議案1件の計16件であります。

議案第117号は、一般会計の決算認定議案であり、9月22日から27日までの各常任委員会に分割付託してはと考えます。

議案第118号の簡易水道事業から、議案第126号の incoming 温泉場地区土地区画整理事業までの各特別会計決算認定議案9件については、26日及び27日の建設水道委員会に、議案第127号の国民健康保険事業から、議案第130号の後期高齢者医療事業までの各特別会計決算認定議案4件については、26日及び27日の市民福祉委員会に、議案第131号の水道事業会計の剰余金処分及び決算認定議案については、26日及び27日の建設水道委員会に、議案第132号については、平成29年度の一般会計補正予算であり、歳入予算については22日及び25日の総務文教委員会に、歳出予算については22日及び25日の企画経済委員会に、それぞれ付託してはと考えます。

最後に、今後の提出予定議案ですが、最終日に人事案件4件が予定されているようです。

**○委員長（今塩屋裕一）** ただいま事務局長から説明がありましたが、当局の補足説明がありますか。

**○財政課長（今井功司）** それでは、議案第132号につきまして、御説明をいたします。別冊となっております平成29年度薩摩川内市一般会計予算書、予算に関する説明書、第3回補正の御準備をお願いしたいと思います。12ページをごらんいただきたいと存じます。

今回の補正は一般会計のみの補正でございますので、12ページの歳出目的別の表により、補正の内容を御説明いたします。

商工費の観光物産施設事業費において、甌島地域の観光振興の展開に重要である宿泊施設の継続・維持等を図るため、施設改修に係る経費の一部を支援するための経費を計上するものであります。

次に、歳入について御説明いたします。11ページでございます。歳入の表をごらんください。

繰入金において、今回計上いたします実施事業に伴います財源対策のため、財政調整基金繰入金を増額するものであります。

次に、繰越明許費について、御説明いたします。5ページをごらんいただきたいと存じます。

第2表、繰越明許費をごらんいただきたいと存じます。今回、予算補正いたします甌島地域宿泊施設整備支援事業につきまして、予算執行時期、期間を考慮し、予算繰越手続をとらうとするものであります。

**○観光・スポーツ対策監（坂元安夫）** 引き続き、私のほうから今回の補正に関しまして、甌島地域宿泊施設設備支援事業についての説明をさせていただきますと思います。資料のほうは議会資料をごらんいただきたいと思います。1枚紙の観光・シティセールス課の議会資料となっております。

まず、甌島館の主な経緯でございます。当館につきましては、平成27年10月に株式会社アイ・ビー・キャピタルに譲渡を行ったところでございますが、今回9月7日に老朽化対策の施設の改修及び雇用確保対策の体制づくりのために、9月21日から6カ月間の予定で休館する旨の休

館の申し出がなされたところでございます。これにつきましては、9月8日付の主要事項処理経過報告書でお知らせをしたところでございます。

あわせて、これまで事業運営を行ってきておりますが、当初の規定を上回る施設の老朽化が進み、雨漏りや配管破損などに苦慮しておると、老朽化対策のため、施設の改修を計画しているが、多大な経費となり、事業継続も危惧しており、事業継続を図るため、甌島館の全面改修の支援についてのお願いがなされたところでございます。

市といたしましては、地元の甌島館存続の強い要望があること、ツアー業者等から施設充実の意見をいただいていること、甌島地域の観光振興展開に重要な宿泊施設であることなどから、補助制度を設けようとするものでございます。

続きまして、資料2のほうをごらんいただきたいと思えます。

事業の、同じページの2項目でございます。事業の趣旨につきましては、甌島地域の宿泊施設の利便性向上及び老朽化対策の施設整備を行う費用の一部を補助し、宿泊施設の充実を図らうとするものでございます。

補助金の要件は甌島地域に立地する宿泊施設で、収容人員が30人以上かつ10部屋以上、旅行会社等とあわせん契約または予定があること、期限は平成31年度までとしております。

次に、補助対象は民宿、ホテル等の建屋の建築、増改築及び附帯する設備等の整備に係る経費で、3,000万円以上の事業費としております。

次に、補助金額は事業費の3分の1以内とし、対象施設の規模により上限額を20部屋以上1億円、10部屋以上5,000万円としております。

**○委員長（今塩屋裕一）** ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

**○委員（井上勝博）** 甌島館のことだと思うんですけども、この甌島館については、譲渡するときかなりの金額のお金を渡していると思うんですけども、確かポンプ関係の整備のためと。これまで、譲渡した後に、今回またこういう補助金ということになったわけですけども、最初にどれだけのお金を入れたのかということと、それから先ほど、住民の要望、それから、観光拠点としての重要な施設と、もう一つおっしゃったんですけど、ちょっとメモできなかったんで、それについても教えてください。

○観光・スポーツ対策監（坂元安夫）まず支援の関係でございますが、合計で約7,800万円の支援を行っております。

それと、要望につきましては、3番目につきましては、まず、地元の甌島館存続の強い要望ということと、観光振興に展開の宿泊施設であるということと、ツアー業者等から施設充実の意見を求められているということの要望でございます。

○委員（成川幸太郎）今回のこの事業というのは、甌島館に限定した事業というふうに捉えられるんですけども、中身についてはほかの民宿等も対象ということで書いてあるんですけども、どうもその甌島館だけに対する事業内容という気がするんですけども、そういうことですか。

○観光・スポーツ対策監（坂元安夫）今回、補正につきましては、確かに甌島館を対象とした予算計上額というふうに見込んでおります。

ただし、制度としては、甌島地域に全部に対象とする制度としておりまして、これにつきましては、本来であれば多分御指摘は補正の分だけの制度でないといけないんじゃないかという御指摘だと思うんですけども。

○委員（成川幸太郎）いや、これまでも観光施設に関しては甌島もそうですけれども、いろんな本土の観光施設に対するそういった補助制度というのは、あってもいいんじゃないかという声もあがっていたと思うんですけども、何で甌島の民宿・旅館・ホテルだけなんですか。もし、制度をつくるのであれば、本土における観光地域のこういった制度の改善に対しても、制度としては整備すべきじゃないですか。甌島については、これまでもいろんな補助をやってきて、いろんな指摘もされてきていましたから、市民の間にも、甌島だけなんでそんな重点的にやるんだと。しかも今回の財源を見れば、補助はなくて、一般財源からですから、それだったら、やっぱし、甌島だけをこうして取り上げていくというのは、非常に市民は納得しがたい制度だという気がします。

○観光・スポーツ対策監（坂元安夫）今回のそのまず甌だけという部分については、本土側の実態についても我々も十分認識しているところがあります。しかしながら、御承知のとおり甌地域については、冬場の状態が気象条件があったり、気象的な問題があったり、それとその宿泊につきましては、これほど規模の宿泊機能というのが備

えているというのがまずないところでありまして。それと、それにかわる、今回、甌島館なんですけれども、これにかわる施設となりますと、それにかわるものがないということで、甌島の観光振興並びにその経済効果に、波及にかなり影響するということもございまして、今回、甌島地域に限ったの制度を検討したところでありまして。

御指摘の部分については、十分我々も認識しているところでありまして。

○委員（成川幸太郎）いや、それは、その甌島地域ということでの。じゃあ、年度を何で31年度までに改修整備を行うものということになるんですか。甌島地区の全体で、民宿・旅館・ホテルということを考えるのであれば、何で31年度までの時限設定がされるんですか。甌島の、本当でそういったのをするのであれば、ほかのところもそういった対象になるようにするんで。あくまでもこれは甌島館に補助をするためだけにつくる制度じゃないかなという気がして、見えてきてならないんですけどね。それは市民は納得せんですよ、そういうことじゃあ。

○観光・スポーツ対策監（坂元安夫）期限につきましては31年度までというふうに切っておりますが、これについては補助制度そのものの基本的な部分で、補助金につきましては、政策的補助については、まず3年というのの原則がございまして、それに基づいて、今回3年としたところでありまして。

そのほか、現地における架橋完成に当たるとか、そういう部分と、この3年というのは、マッチしてきていることになっております。

○委員（徳永武次）9月21日から6カ月間という話であるんですが、恐らくもう予約が入っている時期もあると思うんですよ。確か私のコミュニティも予約が入っていたと思うんですが、これはもう事前に公表しているんですか。

○観光・スポーツ対策監（坂元安夫）今回の休館の申し出がなされまして、それぞれ関係者がおりますんで、まず市ができることということで、市がかかわっている関係団体、企業、旅行社等を含めて、そういう方々にはお知らせをしております。それと、観光物産協会等もございまして、そちらについては、そちらの関係者にお知らせしていると。で、甌島商船においては、また商船の関係企業等にお知らせをしているというところで、

当然、甌島館においては、そちらのほうからも関係のところには連絡をされております。

○委員（徳永武次）徹底しているということですね。そういう予約の解消とかその辺ももう進んでるということですね。

○観光・スポーツ対策監（坂元安夫）それにつきましては、当然そういう関係のところは徹底するようにということで我々としてはお伝えもしておるし、そういうキャンセル等の取扱いについては十分対応するようにというところでしております。

○委員（福元光一）今回こうして、補正予算を措置されるんですけど、ちょっと聞き漏らしたかもしれませんけど、確認いたします。3点だけ御質問申し上げます。

まず、これはこの譲渡先のアイ・ビー・キャピタルというところから要望があって、こういう補正予算を組んだんですか。

○観光・スポーツ対策監（坂元安夫）要望もあってでありますけど、実は先ほどの御意見にも関係するんですけども、我々としては先ほどありましたように、旅行社等の御意見等もいただいておまして、甌島の宿泊施設に関する充実、拡充という部分については、これまでも考え、検討していたところであります。

そういうことで、来年度にはそういうことも提案していきたいというふうに思っているさなかでありますけど、今回、こういうことで休館という申し出がございましたので、先繰りする形で、今回、甌島、この宿泊施設の充実という部分を提案をさせていただきたいところであります。

○委員長（今塩屋裕一）福元委員、最後でいいですかね。締めてもらっていいですかね、これで。

○委員（福元光一）先ほど成川委員のほうからも質問がありましたが、やはり甌島地域の施設のことを考えたら、甌島館に限るというのは、ちょっと矛盾している点があるんじゃないかと思いますが、そこはまた後で聞きに来ます。

雨漏りがあって、こういう補正予算も組んだ提案ですけど、譲渡する時点で、雨漏りがあったんじゃないですか。

○観光・スポーツ対策監（坂元安夫）引き継ぎの中で、そういう施設に関する部分の改修を含めたり、市のほうでやらないといけないという部

分は確かにございまして、その点につきましては、その雨漏りを含めまして、改修もやっております。

しかしながら、その後、やはりその雨漏り等が発生してるというのは事実であります。

○委員（福元光一）雨漏りがあって改修して、譲渡するときに、相手も完全に納得していたのか、その雨漏り改修が完全に完成というのか、完全にシャットアウトできていたのか、そこをお聞かせください。

○商工観光部長（古川英利）民間譲渡の契約と、それからその後のやりとりを担当させてもらっていますので、お答えしますけど、引き継ぎ時点で雨漏りあるいはちょっとしたクロスの破れとかあって、現況渡しであったんですが、立ち会い時点で申し合わせた分については、修繕をして、完了した形で引き継ぎを終えております。この分は先方は御了解いただいております。簡単に言うと、契約時点で約束していた分については、全て引き渡してありますので、こちらに瑕疵責任はないということで、先方も御了解いただいているところであります。

○委員（福元光一）次に、次の点、6カ月後再開の確約は、この補正予算を組んでいろいろ修理をして、確約はとれているんですか。

○観光・スポーツ対策監（坂元安夫）今回のその申し出の中に文書で提出されておまして、休館が6カ月ということで示されておまして、その後につきましても継続経営を行うということも示されておられます。当然、補助制度の中におきましても、仮にそういうのを御承認いただいた後、補助に当たっては、確約書等を当然書類としてとりたいたいというふうに思っております。

それともう1点、先ほどその甌島館だけの制度ではないかという御意見でしたけれども、制度はあくまでも甌島地域全体の、この補助要件に該当する宿泊施設については、この制度が適用ができるということで御理解いただきたいと思います。今回の予算計上額そのものは確かに御指摘の甌島館をターゲットにした額になっているというふうに御理解いただきたいと思います。

○委員（福元光一）今回のこの甌島館の問題に関して、私も地元からの声を多々聞いておったんですけど、先ほど6カ月後の再開の約束、確約みたいなのを協議をしてということだったんですけど、その6カ月後に再開するに当たって、行政に

対してこの修理代だけでなくほかの要望もあったんじゃないですか。

○**商工観光部長（古川英利）** 甌島館の問題につきましては、議員おっしゃるとおり、雇用の問題が一番大きいのが発端でございます。

お客さんがどんどんふえるに当たって、本土と違って、従業員の補充が簡単にいかない。そういう人がいないということ、あるいは紹介をさせていただけないという問題があつて、これじゃちょっと回せないというところがあります。

その件につきましては、この補助制度も一緒なんですけれども、甌島館だけの問題じゃなくて、ほかの民宿あるいはその医療関係の事業所も、甌の上甌島では半分ぐらいの事業所がそういう雇用の問題抱えているということですので、今回のこの対応のほかに並行して地域の方々と今、対策の組織ができないか、簡単に言いますと、郷土会の方々へのUターンの働きかけとか、人の紹介とかいう仕組みづくりも今並行して準備をしているところでございます。

○**委員長（今塩屋裕一）** 福元委員、もうこれ、もう委員会です。委員会付託での扱い。

[発言する者あり]

○**委員長（今塩屋裕一）** 違います、違います。委員会に付託されるんで。その流れでまた委員会で揉んでもらえればと思いますんで。それでお願いします。

○**委員（福元光一）** 最後に。

○**委員長（今塩屋裕一）** 最後に、はい。

○**委員（福元光一）** 今、答弁がありましたように、今、私が言いましたように、雇用の問題、それも協議をしていくということだったんですけど、これだけの補正予算を組むに当たって、6カ月後にだめでしたではいけませんから、ちゃんと責任をもってやる自信はありますか。

○**観光・スポーツ対策監（坂元安夫）** はい、今回御提案したということは、その決意をもって御提案しておりますので、そのように御理解いただきたいと思ひます。

○**委員長（今塩屋裕一）** 質疑は尽きたと認めます。

それでは、今期定例会に付議される議案等の審査方法については、説明のとおり取り扱うことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長（今塩屋裕一）** 御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で、今期定例会に付議される議案等についての審査を終了します。

ここで、協議会に切りかえます。

~~~~~

午前10時24分休憩

~~~~~

午前10時26分開議

~~~~~

[休憩中に当局退室]

○**委員長（今塩屋裕一）** ここで、本会議に戻します。

△欠席の取扱いに関する申し合わせ事項の規定について

○**委員長（今塩屋裕一）** 次に、欠席の取扱いに関する申し合わせ事項の規定についてを議題とします。

まず、資料がありますので、事務局に説明を求めます。

○**議事調査課長（砂岳隆一）** 資料3をごらんください。欠席の取扱いに関する申し合わせ事項の規定についてでございます。

前回の議会運営委員会におきまして、本会議、委員会において、欠席を認める場合の内容について御確認がなされましたので、議会運営に関する申し合わせ事項にその内容を規定しようとするものでございます。

議会運営に関する申し合わせ事項の5番目、議会運営委員会の副議長の出席関係の次に6番としまして、議会の会議等における欠席の取扱いという見出しで、議会の会議等が他の行事と重なった場合は、議会活動を最優先するものとする。ただし、議長（委員長）は、次に掲げる理由により、欠席の届出があつた場合は、当該欠席を認めるものとし、5項目を記載してございます。

なお、委員会においては、委員長へ届け出ることとなっておりますことから、括弧書きで委員長と記載したところでございます。

1項目め、本人が負傷又は疾病のため、療養する必要がある場合。ただし、2週間以上の療養が必要な場合は、医師の診断書を議長に提出するものとする。

2項目め、親族の負傷・疾病または障害、老齡

等により、特別な看病・介護を特に要する場合。  
この場合における親族の範囲は、本人の配偶者、子、父母、祖父母その他同居の親族を目安とする。

3項目め、親族が死亡した場合で、葬儀、服喪その他の行事のため、欠席することがやむを得ないと認められる場合。この場合の親族の範囲は、本人の配偶者、子、父母、祖父母その他同居の親族を目安とするとしておりますが、前回の議会運営委員会で御意見のありました兄弟等の場合を考慮いたしまして、ただし書きを含めて、追加しております。ただし、当該親族以外でやむを得ないものと認める場合は、この限りでないと記載してございます。

4項目め、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合で、欠席することがやむを得ないと認められる場合。ただし、出頭する必要があることを確認できるものを議長に提示するものとする。

5項目め、地震、水害、火災その他の災害または交通機関の事故等により、出席することが著しく困難であると認められる場合。この場合の事故等には第三者行為等も含むものとするとしてございます。

○委員長（今塩屋裕一）ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一）質疑、意見はないと認めます。

それでは、欠席の取扱いに関する申し合わせ事項については、説明のとおり規定することで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一）御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で、欠席の取扱いに関する申し合わせ事項の規定についてを終了します。

△議会だより編集委員会の名称変更及び活動拡充について

○委員長（今塩屋裕一）次に、議会だより編集委員会の名称変更及び活動拡充についてを議題といたします。

まず、資料がありますので、事務局に説明を求めます。

○議事調査課長（砂岳隆一）資料4をごらんく

ださい。議会だより編集委員会の名称変更及び活動拡充についてでございます。

前回の議会運営委員会協議会におきまして、議会だより編集委員会につきましては、その名称を変更し、変更後の委員会では活動を拡充し、議会活動の広報に関する検討を行うことで皆様方の意見が集約されました。

つきましては、その協議結果を整理いたしましたので、今後の取扱いについて、御確認いただきたいと存じます。

#### 1、名称の変更について

(1) 「議会だより編集委員会」を「広報委員会」へ変更する。

(2) 委員会の位置づけとしましては、従来どおり「協議等の場」といたしたいということであり

ますが、名称変更に当たりましては、会議規則（別表）を改正する必要がありますことから、議会運営委員会におきまして、発議の手続を行っていただき、10月4日の最終本会議で御審議いただきたいというふうに考えてございます。

(3) 広報委員会につきましては、現行の議会だより編集委員会委員をもって構成する。

(4) 名称変更に伴いまして、議会構成に関する申し合わせ事項、議会報の発行に関する基準等、申し合わせ事項の改正が必要となる部分がございますが、会議規則の一部改正が議決された後、改めて議会運営委員会におきまして、改正の手続を行うこととしたいと考えております。

2、活動拡充につきまして、議会活動の広報に関する検討につきましては、広報委員会で行うこととし、その結果は議会運営委員会に報告するものとする。ただし、広報に当たりましては、予算を伴う事項や広報委員会で決定できない事項につきましては、議会運営委員会におきまして、協議するものとするとしてございます。

○委員長（今塩屋裕一）ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一）質疑、意見はないと認めます。

それでは、まず、議会だより編集委員会の名称変更については、説明のとおり取り扱うことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一）御異議ありませんので、

そのように決定しました。

次に、広報に関する活動拡充については、説明のとおり取り扱うことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一）御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で、議会だより編集委員会の名称変更及び活動拡充についてを終了いたします。

---

△書画カメラ（実物投映機）の取扱いについて

○委員長（今塩屋裕一） 次に、書画カメラ（実物投映機）の取扱いについてを議題とします。

まず、資料がありますので、事務局に説明を求めます。

○議事調査課長（砂岳隆一） 資料5をごらんください。書画カメラ（実物投映機）の取扱いについてでございます。

前回の議会運営委員会協議会におきまして、書画カメラにつきまして、各党派等の御意見を開陳していただき、おおむね導入する方向で意見が集約されました。

つきましては、書画カメラの導入の取扱いにつきまして、御確認いただきたいと存じます。

1、書画カメラの導入につきまして、書画カメラにつきましては、導入する方向で必要な事務手続を進めることといたしますが、来年度の当初予算におきまして、導入に必要な経費を確保できた際には、来年度上半期からの運用を目指したいとしております。

2、タブレット端末導入との関係でございます。

書画カメラの導入に当たりまして、現在、導入を進めていただいておりますタブレット端末について、同様の運用ができることも考えられますが、タブレット端末を使用する場合には、例えば、紙資料はあらかじめPDFデータ化しておく作業等が必要となります。

このため、操作性を比較した場合に、書画カメラでは資料の形態（ワード作成文書、書籍、タブレット、写真あるいは新聞切り抜き等）を問わないことや、実際に行う操作も平易でありますことから、タブレット端末の導入とは切り離して必要な手続を進めることとしたいと考えてございます。

3、運用に当たりまして

（1）質問席に書画カメラを設置した場合には、操作を議員御自身で行う必要がございますので、事前に操作方法を確認しておく必要がございます。

（2）使用する資料の規格や使用基準等をあらかじめ申し合わせ事項に定めておく必要があろうかと存じます。

（3）書画カメラにつきましては、パネル等の使用と同様、あくまでも発言を補助するものであることを念頭に使用する必要があろうかと存じます。

○委員長（今塩屋裕一） ただいま説明がありました。質疑、意見はありませんか。

○委員（井上勝博） この書画カメラは、例えば動画を映すことも可能なんですか。

○議事調査課長（砂岳隆一） 書画カメラ（実物投映機）というふうに書いてございますので、あくまでもそこに置きました資料等を投映するものでございます。

○委員長（今塩屋裕一） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一） 質疑、意見は尽きたと認めます。

それでは、書画カメラについては、導入していくこととし、今後、必要な事務を進めていくことで、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一） 御異議ありませんので、そのように決定しました。

なお、書画カメラが導入された場合には、使用基準等の規定整備について、協議をしてみたいと思いますので、御了承願います。

以上で、書画カメラ（実物投映機）の取扱いについてを終了いたします。

---

△タブレット端末導入の取扱いについて

○委員長（今塩屋裕一） 次に、タブレット端末導入の取扱いについてを議題とします。

まず、資料がありますので、事務局に説明を求めます。

○議事調査課長（砂岳隆一） 資料6をごらんください。タブレット端末導入の取扱いにつきましてです。

1、8月16日の議会運営委員会におきまして、タブレット端末導入の検討部会から御報告のあった検討・協議結果を踏まえまして、タブレット端



末の導入の可否について、御協議いただきたいと存じます。

2、タブレット端末の導入を進めていく場合には、当初予算要求等を見据え、確認が必要となる事項を整理いたしましたので、その内容について御確認いただきたいと存じます。

なお、確認事項につきましては、今後、事務局におきまして、精査等を行い、改めて議会運営委員会に御報告することとしたいと存じます。

表を見ていただきまして、項目、検討部会からの報告概要、今後の確認事項というふうに欄を設けてございます。

1、経費削減効果でございます。検討部会から、印刷費の削減見込み、あるいは人件費の削減見込みが報告されてございますが、確認事項の欄でございます。資料枚数や人件費等につきましては、当初予算要求に備えまして、実態に即した数字を更に精査しておく必要があるかと存じます。

2、機種・アプリケーション等でございます。検討部会から、端末の台数については、つきましては30台、また、iPad Pro 12.9インチ、タッチペンつき、通信システムにつきましてはドコモLTE、ペーパーレス会議システムにつきましてはサイドボックスを選定推奨いただいておりますが、確認事項の欄でございますが、予算要求時におきましては、特に端末の台数、機種及びシステムの選定理由等につきまして、契約段階の手続を見据えて整理しておく必要があるかと存じます。

3でございます。導入経費見込み額を、検討部会からはA社、B社の経費が報告されてございますが、確認事項欄、端末の台数や機種等によりまして、初期費用の増減が見込まれますことから、上記の2の整理等に伴いまして、更に精査が必要にならうかと存じます。

4、費用負担でございます。検討部会からは機器代、月額2,000円程度を個人負担ということで、御報告をいただいておりますが、確認事項、費用負担のあり方につきましては、判例と先進地の事例等を参考に、精査が必要にならうかと存じます。

5、その他といたしましては、検討部会からは、本格導入につきましては、平成30年4月1日ということで御報告をいただいておりますが、確認事項欄、上記1から4の検討に時間を要すること、

導入につきましては、入札手続、必要な規定整備や操作研修等を踏まえまして、来年度下半期の導入を目指したいと存じます。

○委員長（今塩屋裕一）ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

○委員（杉藺道朗）導入の方向性は変わらないと思いますが、4番の費用負担のところ、確認事項でもありますように、費用負担の在り方については、先進地の事例等々云々がございます。既にタブレットを持ってらっしゃる方々の中から、月々の千円の負担はどうなのって、もうそやったら自分のを使うよという話もちらって聞こえてきたものですから、ここはまたしっかりと検討いただきたいというふうに思います。

○議事調査課長（砂岳隆一）今後の導入台数等も含めまして、また検討していきたいと存じます。

○委員長（今塩屋裕一）ほかにありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一）質疑、意見は尽きたと認めます。

それでは、タブレット端末の導入については、検討部会の検討・協議結果を踏まえ、導入していくこととして、今後、必要な事務を進めていくことで、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一）御異議ありませんので、そのように決定しました。

次に、今後、導入を進めるに当たり、導入の効果や経費の精査などの確認が必要となりますが、これらの作業については事務局で行い、確認作業が済んだ時点で、改めて事務局から報告を受けることとしたいと存じます。

ついては、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一）御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で、タブレット端末導入の取扱いについてを終了します。

ここで、協議会に切りかえます。

~~~~~

午前10時40分休憩

~~~~~

午前10時50分開議

~~~~~

○委員長（今塩屋裕一）ここで、本会議に戻します。

---

△閉 会

○委員長（今塩屋裕一）以上で、議会運営委員会を閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今塩屋裕一）御異議ありませんので、以上で議会運営委員会を閉会いたします。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会議会運営委員会  
委員長 今塩屋 裕 一